

(別表2) 歳出科目の例示

- ・補助金交付要綱別表第一の補足として、歳出科目の例示と、その考え方について以下に示すので、予算書を作成する際に参考にしてください。
- ・補助対象となっている歳出科目についても、その目的、効果及び必要性等を個別事業毎に判断し、補助対象としない場合があります。
- ・例示にない歳出科目をどこに分類するか迷う場合は、相双地方振興局担当者に相談してください。

補助対象経費

経費区分	節	細節	歳出科目の例示	備考
1 報償費	報償費	-	指導又は助言等を行う専門家等に対する謝金、コンクール等入賞者に対する表彰に係る経費(ただし、賞金を除く)	・補助対象 ・原則として、県の予算基準に準じる。 ・高額な出演料等は補助対象外 ・事業実施団体の構成員等にかかる報償費は補助対象外
2 委託料	委託料	-	ホームページ制作委託料、調査委託料、催事開催に係る設営委託料等	・補助対象 ・特別な理由がない限り、2者以上からの見積書を添付すること。 ・ホームページ制作委託については、製作後の管理方法等を明確にすること。 ・設計費は補助対象外(集落等再生事業を除く) ・事業の主要部分を他に委託する事業は、本事業の対象としない。
3 工事請負費	工事請負費	-	土地、工作物の造成又は製造及び改造の工事、工作物等の移転等に要する経費	・補助対象 ・2者以上からの見積書を添付すること。 ・完成した工事目的物は、事業実施団体が適正な管理を行うこととし、適正な管理が見込めない事業は、本事業の対象としない。
4 備品購入費	備品購入費	-	機械装置及び設備、備品等の購入費(耐用年数が概ね3年以上かつ取得価格が10万円以上のもの)	・補助対象 ・2者以上からの見積書を添付すること。 ・備品購入費が中心となった事業は、本事業の対象としない。 ・購入した備品は、事業実施団体が適正な管理を行うこととし、適正な管理が見込めない事業は、本事業の対象としない。
5 諸経費	賃金	-	アルバイト代(催事開催時等に、事業実施団体の構成員だけでは人員が不足するため、臨時的に雇用する場合等)	・補助対象 ・事業実施団体の構成員等にかかる人件費は補助対象外
		-	専門家等の招聘にかかる交通費及び宿泊費、視察・調査・研修等にかかる交通費	・補助対象 ・原則として、県の予算基準に準じる。 ・専門家等の招聘や、視察・調査・研修等については、対象者(対象箇所)の選定理由を明らかにするとともに、行程及び交通手段等を明確にすること。 ・グリーン料金、ファーストクラス料金等は補助対象外 ・視察・調査・研修に係る宿泊費は補助対象外 ・事業実施団体の日常的な打合せにかかる経費は補助対象外
	消費	消耗品費	事務用品、簡素な記念品、被服、小規模の看板等	・補助対象 ・取得価格が10万円未満の物品代 ・物販を行う場合、商品の仕入れにかかる経費は補助対象外
		燃料費	灯油、ガス、ガソリン等の燃料費	・補助対象 ・事業実施団体及び施設の運営に係る経費については補助対象外
		食糧費	食事代・弁当代、茶菓代	・補助対象外。ただし、催事等の当日の講師・スタッフ分の飲食代(弁当代・茶菓代)は、必要最小限のものに限り補助対象とする。 ・過疎・中山間地域集落等活性化枠の計画策定事業においては、計画策定のために行う会議等の茶菓代(食事代・酒代は除く)を補助対象とすることができる。
		印刷製本費	チラシ・ポスター・パンフレット等の印刷代、写真のプリント代、冊子等の製本代、コピー代等	・補助対象 ・仕様、枚数及び単価を明らかにすること。 ・販売することを目的としたパンフレット、冊子等の印刷製本費については補助対象外
		光熱水費	電気料金、ガス料金、上下水道使用料金等	・補助対象 ・事業実施団体及び施設の運営にかかる経費については補助対象外
		修繕料	備品等の一部の修繕・補修、建物等の小規模な修繕など、現状復旧を目的とする修繕経費	・補助対象 ・10万円以上の修繕については、2者以上からの見積書を添付すること。 ・修繕した備品等は、事業実施団体が適正な管理を行うこととし、適正な管理が見込めない事業は、本事業の対象としない。 ・事業実施団体及び施設の運営にかかる経費については補助対象外
		賄材料費	名産品開発研究(地元産品を活用した加工食品等)、地元産品を利用した料理コンテスト、催事でのふるまい等に使用する食材	・補助対象 ・賄材料によりできあがった食事等を販売することを目的とする場合は補助対象外

経費区分	節	細節	歳出科目の例示	備考
5 諸経費	役務費	通信運搬費	郵便料、運搬料、電信電話料等	・補助対象 ・事業実施団体及び施設の運営にかかる経費については補助対象外(補助対象の部分と補助対象外部分を明確に区別できないものは補助対象としない。)
		広告料	新聞・テレビ・ラジオ等による広告料	・補助対象 ・見積書を添付すること。 ・営利目的の広告については補助対象外
		手数料	送金手数料、各種証明手数料、許認可申請料、クリーニング代等	・補助対象
		保険料	催事開催に係る傷害保険料等	・補助対象 ・事業実施団体及び施設の運営にかかる経費については補助対象外
	使用料及び賃借料	-	土地・家屋等の賃借料、施設・機械・器具等の使用料、バス・タクシーの借上料、高速道路・有料道路の通行料	・補助対象 ・事業実施団体及び施設の運営にかかる経費については補助対象外 ・タクシーの借上料は他の交通手段がなく真に必要な場合に限る。この場合でも、利用の目的、日時、区間及び距離が明らかでないものは補助対象としない。
	原材料費	-	事業実施団体が、自ら工事や修繕・補修等を行う場合の材料費	・補助対象 ・工事や修繕を行った目的物は、事業実施団体が適正な管理を行うこととし、 <u>適正な管理が見込めない事業は、本事業の対象としない。</u>
負担金、補助及び交付金	負担金	講習会の受講料、会議・研修等参加負担金	・補助対象 ・受講・参加内容や必要性、日時・開催場所、参加者等について明確にすること。	

#### 補助対象外経費

経費区分	歳出科目の例示
人件費	報酬、給料、手当、社会保険料等
交際費	贈呈経費(おみやげ代、協賛金等)、慶弔費、式典・催事等にかかる祝儀等
その他	資金等の後日返される経費
	他団体等への資金融通(補助・助成・寄付及び貸付・出資等)
	損失補償、損害賠償等(補助対象事業の実施により生じたものを含む。)
	事業実施団体内部での資金留保(積立等)
	その他、目的や内容が不明確な経費(予備費等)